

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定によって公告する。

なお、本件は広島県の電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して入札を行う電子入札案件であり、入札参加希望書の提出及び入札に関する手続については、広島県電子入札実施要領（以下「電子要領」という。）に従って行わなければならない（電子要領が定める例外の場合を除く。）。

入札者は1から10までの個別事項の外、別記「一般競争入札（事前審査型）公告共通事項」（以下「共通事項」という。）に従う必要がある。

令和2年7月27日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 県一般2第14号

### 1 発注内容等

#### (1) 工事名

県立障害者リハビリテーションセンターわかば療育園外5棟新築その他工事

#### (2) 工事場所

東広島市西条町田口295-3

#### (3) 工事概要

広島県立障害者リハビリテーションセンター敷地内の各棟について次の工事を行うものである。

わかば療育園 [新築工事]

鉄骨造 地上2階建 延床面積3,395.36㎡

若草園 [増築工事, 改修工事]

増築工事 鉄骨造 平屋建て 増築工事部分の床面積902.04㎡

改修工事 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地下1階地上3階 改修工事部分の床面積5,354.97㎡ 増築後の延床面積6,257.01㎡

若草療育園 [増築工事, 改修工事]

増築工事 鉄骨造 平屋建て 増築工事部分の床面積774.75㎡

改修工事 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上2階 改修工事部分の床面積2,027.09㎡ 増築後の延床面積2,801.84㎡

渡り廊下 [新築工事] 2棟

鉄骨造 平屋建て 延床面積302.84㎡

講堂・訓練棟 [改修工事]

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上2階建 改修工事部分の床面積1,180.64㎡

※上記に伴う電気設備工事, 昇降機設備工事, 衛生設備工事及び空気調和設備工事は別途発注

- (4) 工期（予定）  
令和2年12月定例広島県議会の議決の日の翌日から令和6年1月26日まで（約37か月）
- (5) 予定価格  
当該工事の契約締結（広島県議会の議決）後に公表
- (6) 落札者の決定方法  
低入札価格調査制度対象  
（建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱による。）  
総合評価落札方式適用（別記「総合評価落札方式に関する事項」による。）
- (7) 入札保証金  
納付（7及び共通事項21「建設工事の入札保証について」による。）
- (8) 契約保証金  
納付（共通事項20「契約保証金の納付について」による。）
- (9) 契約後VE  
対象（共通事項17「契約後VE対象工事における取扱い」による。）
- (10) 契約担当職員  
広島県知事 湯 崎 英 彦

## 2 入札参加資格等

本件は、特定建設工事共同企業体の構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式とする。

特定建設工事共同企業体は次の要件を満たす3者で結成するものとし、格付けの組合せはA・A・A又はA・A・Bとする。代表者は、より大きな施工能力を有する者とする。

また、構成員の出資比率の最小限度は20パーセント以上とし、代表者の出資比率は構成員中で最大とする。いずれの構成員も、本件工事において他の特定建設工事共同企業体の構成員となることができない。

代表者は入札参加希望書等の提出の際に、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書を併せて提出すること。

### (1) 代表者（構成員その1）

共通事項4(2)に掲げる要件の外、次の要件を全て満たしていること。

#### ア 技術要件以外の要件

(ア) 令和元年・2年度広島県建設工事入札参加資格での認定業種は建築一式工事

(イ) (ア)で認定を受けている業種の格付けはA

(ウ) (ア)の業種について年間平均完成工事高（(ア)の資格の審査を申請した際に添付した経営事項審査の総合評定値通知書又は審査基準日がこれより後である経営事項審査の総合評定値通知書等による。）の構成員全員の総額が23億円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）以上であること。

- (エ) 本件工事に係る設計業務等の受託者（株式会社村田相互設計）でないこと、又は当該受託者と資本金及び人事面において関係を有さないこと。
- (オ) 本件工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種について、許可を有しての営業年数が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められた場合においては、当該許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同様に扱うことができるものとする。

#### イ 技術要件

平成17年4月1日から令和2年7月26日までの間に完成検査又は完成し引渡しを受けている、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造による建築一式工事で延床面積11,150㎡以上（新築工事の場合は、1契約の延床面積〔複数棟の場合は全て合算した床面積〕、改築、増築工事の場合は、1契約の当該工事部分の床面積の合計〔複数棟の場合は全て合算した床面積〕）の新築・改築又は増築工事であるものの元請施工実績（特定共同企業体又は経常共同企業体の構成員としての実績等である場合は、出資比率20%以上のものに限る。）を有すること。

#### ウ 配置予定技術者

次に掲げる要件を全て満たす監理技術者を本件工事の現場に専任で1人以上配置できること。

- (ア) ア(ア)の業種について建設業法第15条第2号イに該当する者（1級建築士又は1級建築施工監理技士）で監理技術者の資格を有する者であること。
- (イ) イに掲げる種類の工事（規模要件を除く。）において、元請業者の監理技術者又は主任技術者等（現場代理人又は準じる技術者〔監理技術者又は主任技術者に準じて下請業者を指導する立場であったと認められる者〕を含む。）としての経験を有すること。

#### (2) 代表者以外の構成員（構成員その2）

共通事項4(2)に掲げる要件の外、次の要件を全て満たしていること。

#### ア 技術要件以外の要件

- (ア) 令和元年・2年度広島県建設工事入札参加資格での認定業種は建築一式工事
- (イ) (ア)で認定を受けている業種の格付けはA
- (ウ) (ア)の業種について年間平均完成工事高（(ア)の資格の審査を申請した際に添付した経営事項審査の総合評定値通知書又は審査基準日がこれより後である経営事項審査の総合評定値通知書等による。）の構成員全員の総額が23億円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）以上であること。
- (エ) 本件工事に係る設計業務等の受託者（株式会社村田相互設計）でないこと、又は当該受託者と資本金及び人事面において関係を有さないこと。
- (オ) 本件工事に対応する建設業法の許可業種について、許可を有しての営業年数が

5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、确实かつ円滑な共同施工が確保できると認められた場合においては、当該許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同様に扱うことができるものとする。

イ 技術要件

要件なし。

ウ 配置予定技術者

次に掲げる要件を満たす監理技術者を本件工事の現場に専任で1人以上配置できること。

ア(ア)の業種について建設業法第15条第2号イに該当する者（1級建築士又は1級建築施工監理技士）で監理技術者の資格を有する者であること。

(3) 代表者以外の構成員（構成員その3）

共通事項4(2)に掲げる要件の外、次の要件を全て満たしていること。

ア 技術要件以外の要件

(ア) 令和元年・2年度広島県建設工事入札参加資格での認定業種は建築一式工事

(イ) (ア)で認定を受けている業種の格付けはA又はB（格付けがBである者については、979点以上の総合数値を有する者に限る。）

(ウ) (ア)の業種について年間平均完成工事高（(ア)の資格の審査を申請した際に添付した経営事項審査の総合評定値通知書又は審査基準日がこれより後である経営事項審査の総合評定値通知書等による。）の構成員全員の総額が23億円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）以上であること。

(エ) 本件工事に係る設計業務等の受託者（株式会社村田相互設計）でないこと、又は当該受託者と資本面及び人事面において関係を有さないこと。

(オ) 本件工事に対応する建設業法の許可業種について、許可を有しての営業年数が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、确实かつ円滑な共同施工が確保できると認められた場合においては、当該許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同様に扱うことができるものとする。

イ 技術要件

要件なし。

ウ 配置予定技術者

次に掲げる要件を満たす監理技術者を本件工事の現場に専任で1人以上配置できること。

ア(ア)の業種について建設業法第15条第2号イに該当する者（1級建築士又は1級建築施工監理技士）で監理技術者の資格を有する者であること。

注 (1)～(3)共通

※ ア(ウ)はア(ア)の資格の審査を申請した際に添付した経営事項審査の総合評定値通知書又は審査基準日がこれより後である経営事項審査の総合評定値通知書等による。

- ※ ア(エ)の資本金及び人事面における関係とは次の場合をいう。
- ・当該受託者の発行済み株式総数の過半数を有するとき。
  - ・代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねているとき。
- ※ この公告の日において広島県の一般競争入札参加資格を認定されていない者であっても、平成30年9月25日付け告示第701号の定めに従って一般競争入札参加資格の認定を申請している場合は、開札の時までに当該一般競争入札参加資格の認定がなされないことを解除条件として、この要件を満たしているものとして取り扱う。

なお、一般競争入札参加資格の認定に関する問合せ先は、次のとおり。

広島県土木建築局建設産業課（広島市中区基町10-52 電話082-513-3821）

### 3 入札日程等

- (1) 設計図書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧日時

令和2年7月27日から令和2年9月25日までの休日（広島県の休日を定める条例〔平成元年広島県条例第2号〕第1条第1項の休日をいう。以下同じ。）を除く毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 閲覧場所

広島県土木建築局都市計画課

（広島市中区基町10-52 電話082-513-4112）

- (2) 設計図書の販売日

令和2年7月27日から令和2年8月17日まで

※ 指定店の所在地、休業日等は共通事項3に記載

- (3) 設計図書に係る質問

ア 受付日時

令和2年7月27日から令和2年9月14日までの休日を除く毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 受付場所

(1)イに同じ

※ 書面をFAX又は持参により提出すること。

- (4) (3)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧日時

令和2年9月17日から令和2年9月25日までの休日を除く毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 閲覧場所

(1)イに同じ

※ (3)の質問に対する回答書は、広島県電子入札等システムからリンクする入札情報詳細のページにおいても閲覧に供する。

(5) 総合評価に係る技術資料の提出

ア 提出日時

令和2年7月27日から令和2年9月29日までの休日を除く毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 提出場所・方法等

書面を提出する場合は(1)イに同じ

※ 書面で封筒に封入して郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成14年法律第99号〕第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）若しくは持参，又は電子入札システムにより入札書と同時に提出すること。ただし，郵送による提出を希望する場合は，事前に(1)イへ電話にて連絡すること。

(6) 入札

ア 入札方法

(ア) 代表者が電子入札システムの利用登録者（電子要領で定める手続を経て書面参加を行うこととした者を除く。）である者  
代表者が電子入札システムを利用して入札。

(イ) (ア)以外の者

郵送又は持参により提出。ただし，郵送による提出を希望する場合は，事前に(1)イへ電話にて連絡すること。

なお，電子入札案件に書面で参加する場合は，本公告文の末尾に添付の「入札書」を使用すること。

イ 入札日時

令和2年9月28日午前9時から令和2年9月29日午後4時30分まで

（持参又は電子要領に規定する書面参加を行う場合は令和2年9月28日午後4時30分から令和2年9月29日午前9時までを除く。郵送等による入札は，令和2年9月29日午後4時30分までに広島県土木建築局都市計画課に必着とする。）

ウ 提出場所

書面入札を行う場合は(1)イに同じ

(7) 開札

ア 開札日時

令和2年9月30日 午前10時00分

イ 開札場所

(1)イに同じ

4 入札参加希望書及び建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書等の提出

(1) 本件入札に参加を希望する特定建設工事共同企業体は，次により入札参加希望書及



び必要な添付資料（以下「入札参加希望書等」という。）を提出すること。

その際あわせて、特定建設工事共同企業体としての入札参加資格の審査を申請すること。

#### ア 提出期間

令和2年7月27日から令和2年8月17日までの休日を除く毎日午前9時から午後4時30分まで

#### イ 提出方法

(7) 代表者が電子入札システムの利用登録者（電子要領で定める手続を経て書面参加を行うこととした者を除く。）である者

代表者が電子入札システムを利用して提出。ただし、添付資料のうち書面又はその内容を記録した電子媒体によって提出すべきものは、媒体提出通知書の写し（書面）とともに持参により提出。

(4) (7)以外の者

郵送又は持参により提出。ただし、郵送による提出を希望する場合は、事前に3(1)イへ電話にて連絡すること。

#### ウ 持参の場合の提出場所

3(1)イに同じ

(2) 特定建設工事共同企業体結成及び入札参加希望書等の様式は、広島県の調達情報のホームページ（<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>）－「様式集」－「入札・資格関係様式」－「特定建設工事共同企業体取扱要綱関係」及び「一般競争入札（事前審査型）」からダウンロードできる。

#### 5 入札参加資格の確認結果の通知

特定建設工事共同企業体としての入札参加資格の適否を確認したときは、その確認結果を令和2年8月28日までに代表者に通知する。

なお、電子入札者に対しては、電子入札システムを使用して送付するものとする。

#### 6 工事費内訳書（共通事項2）

共通事項2に記載のとおり、県が定める【様式営1】工事費内訳書（表紙）、【様式営2】「工事費の内訳」及び「下請負人及び見積額」、【様式営3】「労務賃金調書」について記入して提出すること。（郵送、持参、電子要領に規定する書面参加を行う場合は押印も行うこと。）

工事費内訳書（様式）は、広島県の調達情報のホームページからダウンロードできる。

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp>

トップページ>様式集

#### 7 入札保証金

本件入札に参加を希望する者は、共通事項の21に従って入札保証金を納付し、次のとおり入札保証に関する提出書及び必要な添付書類を提出すること。

(1) 提出期間

入札参加資格の確認結果の通知日の翌日から令和2年9月29日までの休日を除く毎日午前9時から午後4時30分まで

(2) 提出方法

郵送又は持参による。ただし、郵送等による場合は、(1)の期限までに必着することとする。

(3) 提出場所

3(1)イに同じ

(4) 保証期間等

銀行等の保証の場合の保証期間又は入札保証保険契約の場合の保険期間は、当該書類の提出日から令和2年12月25日までを含むものとする。

8 入札説明書

(1) 交付期間

令和2年7月27日から令和2年8月17日までの休日を除く毎日午前9時から午後4時30分まで

(2) 交付場所

3(1)イに同じ

9 問合せ先

(1) 工事に関する問合せ先

広島県土木建築局営繕課 (広島市中区基町10-52 電話082-513-4192)

(2) 入札に関する問合せ先

広島県土木建築局都市計画課 (広島市中区基町10-52 電話082-513-4112)

10 Summary

(1) Subject matter of the contract: New construction, Extension work and Repair work of Hiroshima Prefectural Rehabilitation Center for Persons with Disabilities

(2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 4:30pm., 17 August 2020

(3) Time-limit for the submission of tenders: 4:30p.m., 29 September 2020

(tenders submitted by mail: 4:30p.m., 29 September 2020)

(4) Contact point for tender documentation:

• Public Facility Construction and Maintenance Division, Hiroshima Prefectural Government

10-52, Motomachi, Naka-ku, Hiroshima City 730-8511, Japan

TEL. 082-513-4192

• City Planning Division, Hiroshima Prefectural Government



10-52, Motomachi, Naka-ku, Hiroshima City 730-8511, Japan  
TEL. 082-513-4112